

平成 28 年 11 月 30 日  
都 市 局  
まちづくり推進課

## 三井不動産レジデンシャル株式会社、丸紅株式会社の 民間都市再生事業計画を認定

— 制度創設 15 年、累計認定件数 **100** 件達成！ —

国土交通省は平成 28 年 11 月 30 日、都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 31 日付けで三井不動産レジデンシャル株式会社、丸紅株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画（（仮称）横浜市中区北仲通 5 丁目計画）について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました。

また、本計画の認定により、平成 14 年度の制度創設以来の累計認定件数が 100 件となりました。

本事業計画は、横浜みなとみらい 21 地区と関内地区の結節点である立地特性を活かし、業務機能、魅力的な文化、商業等の機能や居住機能の導入による多機能な国際交流拠点の形成と、旧生糸絹物専用倉庫を保全活用した歴史広場等の整備や北仲通北地区内の他街区へのペDESTリアンデッキの接続、防災避難デッキの整備により、北仲通北地区の更なる賑わいの向上を図るものです。なお、事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・ 事業者 三井不動産レジデンシャル株式会社、丸紅株式会社
- ・ 事業の名称 （仮称）横浜市中区北仲通 5 丁目計画
- ・ 事業施行期間 平成 28 年 11 月 1 日～平成 32 年 2 月 28 日
- ・ 事業区域 神奈川県横浜市中区北仲通五丁目 57 番 2 他

[参考] 民間都市再生事業計画の国土交通大臣認定制度は、民間事業者による公共施設の整備を伴う優良な都市開発プロジェクトを認定、各種支援することにより、都市再生の推進を図ることを目的として平成 14 年度に創設されました（詳細は参考資料参照）。

なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（金融支援等）、税制上の支援措置等が設けられています。

< 本件に対する問い合わせ先 >

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：高<sup>たかくわ</sup>葉、和田、佐野

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542, 32-533, 32-544)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

### 認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 28 年 11 月 30 日
2. 申請事業者の名称 三井不動産レジデンシャル株式会社  
丸紅株式会社
3. 都市再生事業の名称 (仮称) 横浜市中区北仲通 5 丁目計画

位置：神奈川県横浜市

#### 4. 都市再生事業の目的

本事業では、事業区域が横浜みなとみらい 21 地区と関内地区の結節点である立地特性を活かし、業務機能、魅力的な文化、商業等の機能や居住機能の導入による多機能な国際交流拠点の形成を目的とする。

また、歴史広場等の整備や北仲通北地区内の他街区へのペDESTリアンデッキの接続、防災避難デッキの整備により、北仲通北地区の更なる賑わいの向上に寄与する。

5. 事業施行期間 平成 28 年 11 月 1 日～  
平成 32 年 2 月 28 日

都市再生緊急整備地域

事業区域

特定都市再生緊急整備地域

#### 6. 事業区域

(1) 位置 神奈川県横浜市中区北仲通五丁目 57 番 2 他

(2) 面積 13,178.57 m<sup>2</sup>

#### 7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

##### (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	地上 58 階 地下 1 階 塔屋 2 階	8,524.60 m <sup>2</sup>	122,135.48 m <sup>2</sup>	13,135.37 m <sup>2</sup>	929.82%	66.69%
計		8,524.60 m <sup>2</sup>	122,135.48 m <sup>2</sup>	13,135.37 m <sup>2</sup>	—	—

##### (2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号 1]

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、ガス、給排水設備、換気設備、冷暖房設備、消火設備、排煙設備、昇降機設備
- ・ 用途 共同住宅、ホテル、物販店、飲食店、事務所、自動車車庫

